

平成31年3月19日
【総務省】

【概要書】

平成31年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

平成 31 年行政執行法人の常勤職員数の国会報告 (概要)

【報告の目的】

行政執行法人の常勤職員（国家公務員の身分を有する）については、国会がその人員の状況についての的確に把握・検証できるよう、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 40 条第 4 号及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 60 条第 2 項の規定に基づき、毎年、政府が国会に対して常勤職員の数に報告することとされている。

【平成 31 年の行政執行法人の常勤職員数（注）】

報告の概要は以下の表のとおり。

行政執行法人の名称	平成 30 年 1 月 1 日時点	平成 31 年 1 月 1 日現在	差引き	増減率
国立公文書館	53 人	55 人	2 人	3.8%
統計センター	684 人	686 人	2 人	0.3%
造幣局	862 人	850 人	▲12 人	▲1.4%
国立印刷局	4,239 人	4,196 人	▲43 人	▲1.0%
農林水産消費安全技術センター	631 人	631 人	0 人	0.0%
製品評価技術基盤機構	414 人	415 人	1 人	0.2%
駐留軍等労働者労務管理機構	280 人	282 人	2 人	0.7%
合計	7,163 人	7,115 人	▲48 人	▲0.7%

(注) 報告の対象は、常時勤務に服することを要する職員で、休職、育児休業中の職員等を含む。

(参照条文)

○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）（抄）

(職員の身分等)

第40条 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるところを基本とするものとする。

一～三 (略)

四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律その他の法令に基づく管理の対象としないものとするとともに、職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告するものとする。

○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

(定義)

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2、3 (略)

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

(役員及び職員の身分)

第51条 行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(国会への報告等)

第60条 行政執行法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、行政執行法人の常勤職員の数を報告しなければならない。